

2018年2月26日

2018年度「預かり保育」実施要項

尾山台ナザレン幼稚園

当幼稚園の「預かり保育」は、子供子育て支援法に基づく一時預かり事業（幼稚園型）として実施します。また、東京都の子育て応援幼稚園の制度にも合致しています。
そのため、月極利用が原則となりますが、緊急の理由による臨時的な利用も認めます。
預かり時間は、通常の保育時間を含めて9時間（午前9時～午後6時）とします。但し、臨時の場合には希望に応じて午後4時までの預かりも行います。

1. 実施日

預かり保育の月別日数は以下の通りです。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
通常	8	14	16	6	2	10	
午前	5	4	4	5	0	6	
長期	0	0	0	5	18	1	
月計	13	18	20	16	20	17	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
通常	15	15	6	10	14	8	124
午前	5	4	8	7	3	4	55
長期	0	0	4	1	0	6	35
月計	20	19	18	18	17	18	214

詳細は、別紙「年間予定表」参照

但し、年少（3歳児）は弁当が始まる日から預かります（2018年度は5月から）。

また、2018年度は4月春休みの預かり保育はありません。

2. 時間

- (1) 通常（保育のある日（月、火、木、金）） 2時～6時
午前（保育のある日（水、午前保育）） 11時半～6時
- (2) 長期（春休み、夏休み、冬休み中及び休園日に実施）
9時～6時

3. 費用

(1) 月極料金

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	18,600	24,000	26,400	29,700	51,000	25,500	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	27,000	25,200	32,400	27,300	22,200	33,000	342,300

(週5日利用の場合)

(2) 臨時(1日単位)の料金

(午後6時までの場合)

通常(4時間)	1,400円
午前(6時間30分)	2,100円
長期(9時間)	3,150円

(午後4時までの場合)

通常(2時間)	700円
午前(4時間30分)	1,400円
長期(7時間)	2,450円

(3) 超過料金(月極、臨時共)

- ・降園時間(6時又は4時)より前に降園することは可能です(連絡が必要)。
- ・降園時間(6時又は4時)を超えて降園する場合は、1時間以内は15分ごとに200円、1時間超過後は15分ごとに300円の超過料金が発生します。

(4) 支払い

月極の場合は、月極料金を当月に保育料等とともに銀行引き落としとします。超過料金が生じた場合は、翌月分に合算して引き落としとします。

臨時の場合は、1ヶ月分を翌月分の保育料と共に引き落としとします。

4. 利用申込

(1) 月極利用

前月1日より10日まで受け付けます。受け付けた内容を、別紙「月極利用の利用基準」により「利用基準指数」を求め、月極利用を認めます。年間を通しての申し込みも可能です。月極利用は、別紙「月極利用の利用基準」に列挙されている内容に該当する場合は、週5日に限らず、週2日以上(但し、曜日は限定)であれば利用を認めます。

(2) 臨時利用

前月の15日以降、前日まで受け付けます。複数の日にちを申し込み可能です。予定数に達したところで受付を締め切ります(先着順)。

(3) 受付時間・場所

受付時間：月極、臨時ともに、8時50分～10時

受付場所：事務室

5. 預かり保育室

- ・第2園舎

※迎えは第2園舎までお出で下さい。長期は送り迎えとも第2園舎です。

6. 利用定員

- ・20名

7. その他

- ・月極の預かりは、別紙「月極利用の利用基準」に該当する場合、週2日からの利用も可能です。但し、利用する曜日は固定する必要があります。
- ・預かり保育は、降園時間が6時となっています。必ず6時までに迎えに来るようにして下さい。遅れた場合には超過料金が発生します。仮に1か月間に3回以上超過料金が発生した場合には、

翌月の月極利用をお断りします。

- ・午前及び長期の日は弁当持参となります。
- ・幼稚園が台風等で臨時休園となる場合、月極契約についてのみ午前9時より預かります。
- ・インフルエンザ等感染症により閉鎖（学級、学年等）になる場合は、感染していなくとも預かることはできません。
- ・預かり時間中に、発熱した場合、あるいは怪我をした場合などは、通常保育に準じた取扱いとなります。
- ・預かり時間中に簡単なおやつを出します（料金に含まれます）。

以上

(資料) 月極利用の利用基準												
類型番号	保護者(父母)の状況						番号	利用基準指数	利用期間			
	類型	細目										
1	居宅外労働	外勤 居宅外自営	週5日以上勤務し、かつ、週40時間以上の就労を常態				1	50	最長就学前まで			
			週5日以上勤務し、かつ、週37時間以上の就労を常態				2	45				
			週4日以上勤務し、かつ、週35時間以上の就労を常態				3	40				
			週4日以上勤務し、かつ、週30時間以上の就労を常態				4	35				
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態				5	30				
			週3日以上勤務し、かつ、週20時間以上の就労を常態				6	25				
			週3日以上勤務し、かつ、週16時間以上の就労を常態				7	20				
			月48時間以上の就労を常態				8	15				
2	居宅内労働	居宅内自営	週5日以上勤務し、かつ、週40時間以上の就労を常態				9	50	最長就学前まで			
			週5日以上勤務し、かつ、週37時間以上の就労を常態				10	45				
			週4日以上勤務し、かつ、週35時間以上の就労を常態				11	40				
			週4日以上勤務し、かつ、週30時間以上の就労を常態				12	35				
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態				13	30				
			週3日以上勤務し、かつ、週20時間以上の就労を常態				14	25				
			週3日以上勤務し、かつ、週16時間以上の就労を常態				15	20				
			月48時間以上の就労を常態				16	15				
		内職	週4日以上、かつ、週30時間以上の就労を常態				17	20				
			月48時間以上の就労を常態				18	15				
3	出産 疾病 障害	出産	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合				19	15	5か月以内(出産予定月をはさんで前後各2か月以内)			
			疾病	入院1か月以上	常時病臥			20		50		
		居宅内療養			精神性	精神障害者保健福祉手帳所持程度		22		50		
				上記以外の程度		23	30					
				一般療養	安静を要する状態(常時病臥に至らない程度)		24	30				
					通院加療を要する状態		25	20				
		障害		身体障害者手帳1・2級、聴覚障害者3級以上、精神障害者保健福祉手帳保持者、愛の手帳保持				26		50		
			身体障害者手帳3級、聴覚障害者4級以下所持				27	30				
身体障害者手帳4級以下所持(聴覚障害を除く)				28	20							
4	介護	施設等介護	週5日以上、かつ、週30時間以上の付添い				29	50	最長就学前まで			
			週5日以上、かつ、週20時間以上の付添い				30	45				
			週4日以上、かつ、週24時間以上の付添い				31	40				
			週4日以上、かつ、週16時間以上の付添い				32	35				
			週3日以上、かつ、週18時間以上の付添い				33	30				
			週3日以上、かつ、週12時間以上の付添い				34	25				
		介護	重度障害者等の全介護				35	50				
常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(全介護を除く)				36	40							
上記以外の場合				37	20							
5	災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることができない場合				38	50	最長就学前まで				
6	求職	就労内定 開業予定	週5日以上勤務し、かつ、週37時間以上の就労を常態				39	30	1カ月以内			
			週4日以上勤務し、かつ、週35時間以上の就労を常態				40	25				
			週4日以上勤務し、かつ、週30時間以上の就労を常態				41	20				
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態				42	15				
			月48時間以上の就労を常態				43	10				
求職	求職のため、外出を常態				44	10	3カ月以内					
7	その他	就学等	就学・技能習得のため、保育にあたることができない場合				45	※①	最長就学前まで			
		不存在等	志望、離婚、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居等				46	50				
		前各号に掲げるもののほか、区長が明らかに保育が必要と認める場合					47	※②				
備考												
(1) 就労・就学の時間には、通勤・通学時間は含まない。												
(2) 就労日数・時間の算定にあたっては、契約時間等でなく、実績をもとに指数を算出することを基本とし、休憩時間は就労時間に含む。												
(3) 保護者のそれぞれについて、本表より利用基準指数(50を限度とする)を求め、合算して当該世帯の指数とする。												
(4) 介護は、三親等内の親族を対象とする。												
(5) ※①は、番号1を準用する。就学等の予定は、番号6を準用する。												
(6) ※②は、番号1～6を準用する。												
(7) 世田谷区在住・在勤以外の方(転入予定者は除く)は、本表による利用基準指数は適用しない。												

預かり保育申込書（月極）

申込日 20 年 月 日

保護者 _____ (印)

園児 組 _____

「預かり保育」実施要綱を承諾の上、下記のように申込みを致します。

父氏名 _____ 就労状況 _____ 番 _____

母氏名 _____ 就労状況 _____ 番 _____

（就労状況は、「月極利用の利用基準」の番号を記入して下さい）

希望する 利用回数別・曜日別一覧(下表)の No _____

利用希望月(○印を記入)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

以上

2018年度 利用回数別・曜日別利用一覧									
No	日数	曜日	No	日数	曜日	No	日数	曜日	
1	週5日	月火水木金	7	週3日	月火水	16	週2日	月火	
			8	週3日	月火木	17	週2日	月水	
2	週4日	月火水木	9	週3日	月火金	18	週2日	月木	
3	週4日	月火水金	10	週3日	月水木	19	週2日	月金	
4	週4日	月火木金	11	週3日	月水金	20	週2日	火水	
5	週4日	月水木金	12	週3日	月木金	21	週2日	火木	
6	週4日	火水木金	13	週3日	火水木	22	週2日	火金	
			14	週3日	火水金	23	週2日	水木	
			15	週3日	水木金	24	週2日	水金	
						25	週2日	木金	

預かり保育申込書（臨時）

申込日 20 年 月 日

保護者 _____ (印)

園児 組 _____

「預かり保育」実施要綱を承諾の上、下記のように申込みを致します。

		利用月 _____ 月					
利用日	曜日	利用時間帯		利用日	曜日	利用時間帯	
		～4時まで利用	～6時まで利用			～4時まで利用	～6時まで利用
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			
				31			

※利用を希望する日の曜日を記入し、希望する利用時間帯に○印を付けること。

2018年度 利用回数別・月別利用料金一覧

番号	回数	利用曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	週5	月火水木金	18,600	24,000	26,400	29,700	51,000	25,500	27,000	25,200	32,400	27,300	22,200	33,000	342,300
2	週4	月火水木	14,400	21,600	21,600	24,000	37,500	20,100	21,600	21,600	26,700	23,100	18,600	25,200	276,000
3	週4	月火水金	14,400	19,200	21,600	24,600	37,500	20,100	22,200	20,400	24,900	21,900	17,400	27,900	272,100
4	週4	月火水金	13,200	16,800	19,200	24,300	40,200	18,300	19,800	18,000	24,300	20,100	16,800	24,900	255,900
5	週4	月水木金	16,200	19,200	21,600	22,800	44,400	21,900	22,200	20,400	25,500	21,900	17,400	26,100	279,600
6	週4	火水木金	16,200	19,200	21,600	23,100	44,400	21,600	22,200	20,400	28,200	22,200	18,600	27,900	285,600
7	週3	月火水	10,200	16,800	16,800	18,900	24,000	14,700	16,800	16,800	19,200	17,700	13,800	20,100	205,800
8	週3	月火木	9,000	14,400	14,400	18,600	26,700	12,900	14,400	14,400	18,600	15,900	13,200	17,100	189,600
9	週3	月火金	9,000	12,000	14,400	19,200	26,700	12,900	15,000	13,200	16,800	14,700	12,000	19,800	185,700
10	週3	月水木	12,000	16,800	16,800	17,100	30,900	16,500	16,800	16,800	19,800	17,700	13,800	18,300	213,300
11	週3	月水金	12,000	14,400	16,800	17,700	30,900	16,500	17,400	15,600	18,000	16,500	12,600	21,000	209,400
12	週3	月木金	10,800	12,000	14,400	17,400	33,600	14,700	15,000	13,200	17,400	14,700	12,000	18,000	193,200
13	週3	火水木	12,000	16,800	16,800	17,400	30,900	16,200	16,800	16,800	22,500	18,000	15,000	20,100	219,300
14	週3	火水金	12,000	14,400	16,800	18,000	30,900	16,200	17,400	15,600	20,700	16,800	13,800	22,800	215,400
15	週3	水木金	13,800	14,400	16,800	16,200	37,800	18,000	17,400	15,600	21,300	16,800	13,800	21,000	222,900
16	週2	月火	4,800	9,600	9,600	13,500	13,200	7,500	9,600	9,600	11,100	10,500	8,400	12,000	119,400
17	週2	月水	7,800	12,000	12,000	12,000	17,400	11,100	12,000	12,000	12,300	12,300	9,000	13,200	143,100
18	週2	月木	6,600	9,600	9,600	11,700	20,100	9,300	9,600	9,600	11,700	10,500	8,400	10,200	126,900
19	週2	月金	6,600	7,200	9,600	12,300	20,100	9,300	10,200	8,400	9,900	9,300	7,200	12,900	123,000
20	週2	火水	7,800	12,000	12,000	12,300	17,400	10,800	12,000	12,000	15,000	12,600	10,200	15,000	149,100
21	週2	火木	6,600	9,600	9,600	12,000	20,100	9,000	9,600	9,600	14,400	10,800	9,600	12,000	132,900
22	週2	火金	6,600	7,200	9,600	12,600	20,100	9,000	10,200	8,400	12,600	9,600	8,400	14,700	129,000
23	週2	水木	9,600	12,000	12,000	10,500	24,300	12,600	12,000	12,000	15,600	12,600	10,200	13,200	156,600
24	週2	水金	9,600	9,600	12,000	11,100	24,300	12,600	12,600	10,800	13,800	11,400	9,000	15,900	152,700
25	週2	木金	8,400	7,200	9,600	10,800	27,000	10,800	10,200	8,400	13,200	9,600	8,400	12,900	136,500